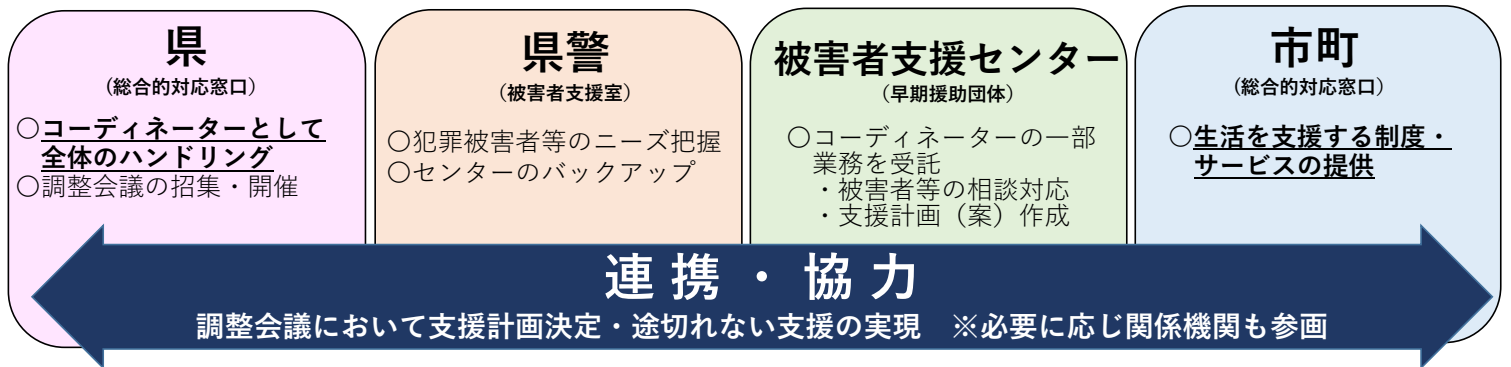


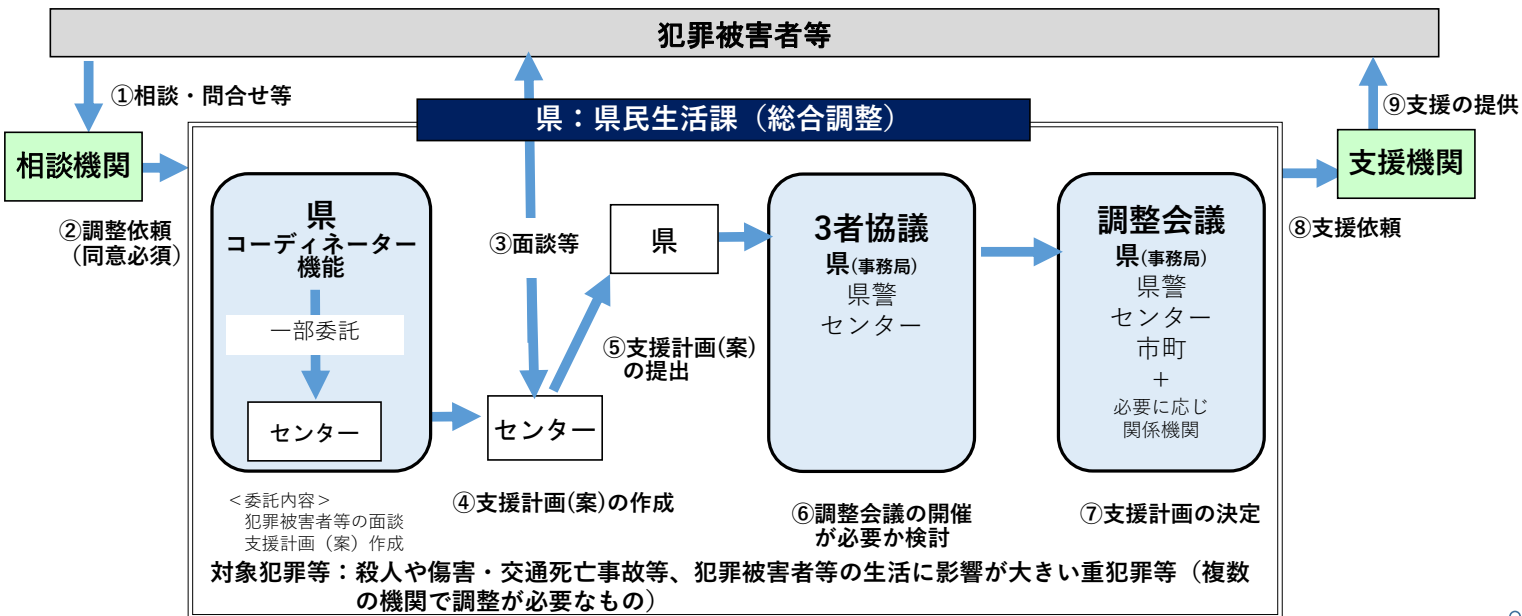
# 愛媛県多機関連携支援調整会議について

○目的	犯罪被害者等の多機関にわたる多様な支援のニーズの一元的な提供を図り、支援体制の連携・強化、途切れない支援の提供を行っていく。
○構成	県(県民生活課)、県警、被害者支援センターえひめ(センター)、市町、その他支援機関等
○運用開始	令和8年4月
○会議内容	県が支援先を調整するコーディネーターとして調整会議を開催し、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画を作成する等、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援について協議を行う。

## 【参画機関の役割等】



# 愛媛県多機関連携支援調整会議の流れ



## <多機関連携支援調整会議による効果>

- ①犯罪被害者等の負担軽減 ②支援内容の充実

これまで、犯罪被害者等が各相談機関に問い合わせるなど直接対応していた場合もあったが、多機関が協議を行う調整会議で支援計画を作成することにより、犯罪被害者等の手を煩わせることなく、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が提供される。